

議案第 4 3 号

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人事院規則の改正を踏まえ、災害対策業務手当の額を引き上げたいため

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表災害対策業務手当の項第4号中「840」を「1,120」に改め、同項第5号中「1,080円」を「1,440」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表災害対策業務手当の項第4号及び第5号の規定は、令和8年4月1日以後従事した業務について適用する。